



事 務 連 絡
令和3年1月26日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」の一部変更について

標記の件については、令和2年5月27日付け教県第133-2号「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」に基づき、各学校において、適切な対応をお願いしているところです。

このたび、文部科学省から、令和3年1月25日付け事務連絡により、当該措置の期限が令和3年1月31日から令和4年1月31日に延長されたことについて別添写しのとおり、通知がありましたので、送付します。

各市町村教育委員会におかれましては、妊娠中の女性職員から相談があった場合、別添令和3年1月26日付け教県第759-2号「「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」の一部変更について」の別紙にありますとおり、適切に対応して下さるようお願いいたします。

なお、妊娠中の女性職員にあつては、令和3年1月15日付け事務連絡「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について」における自宅勤務及び時差出勤の運用期間を、令和4年1月31日（月）までとします。

担 当：人事・学事担当 菅

電 話：048-830-6939

教 県 第 7 5 9 - 2 号

令 和 3 年 1 月 2 6 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」の一部変更について

標記の件については、令和2年5月27日付け教県第133-2号「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」に基づき、各学校において、適切な対応をお願いしているところです。

このたび、文部科学省から、令和3年1月25日付け事務連絡により、当該措置の期限が令和3年1月31日から令和4年1月31日に延長されたことについて別添写しのとおり、通知がありましたので、送付します。

各学校におかれましては、引き続き別紙のとおり、適切に対応するようお願いいたします。

なお、妊娠中の女性職員にあっては、令和3年1月8日付け教県第717号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について」における自宅勤務及び時差出勤の運用期間を、令和4年1月31日（月）までとします。

担 当：県立学校人事課 学事担当 池田

電 話：048-830-6735

妊娠中の女性職員への配慮等について

職員	服務及び措置
(1) 本人から口頭又は文書による申出の場合。	・ 妊娠障害休暇 (妊娠期間を通じて14日の範囲内)
(2) 母性健康管理指導事項連絡カード(以下「母健連絡カード」という。)の提出の場合。	
①母健連絡カードに「 <u>感染のおそれの低い作業への転換</u> 」「 <u>出勤の制限</u> 」等の文言の記載がある場合。 (例)「感染症のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(休業)などの措置を講じること。」	・ 職員との話し合いのもと、校務に支障がない範囲でいずれかの措置を講じる。 ・ 学校内での勤務内容の配慮 ・ 自宅勤務 ・ 時差出勤 ※「休業」「療養」等勤務ができない旨の文言の記載が、左記の例のように併記されている場合は①を適用すること。
②母健連絡カードに「 <u>休業</u> 」「 <u>療養</u> 」等勤務ができない旨の文言のみが記載されている場合。 (例)「コロナウイルス感染への強いストレスがあることから、休業の措置を講じること。」	・ 病気休暇

(注) ※ (1) については、令和2年5月15日付け教県第120-1号「『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について(通知)」の第11の4項 妊娠障害休暇(5)を参照のこと。

※ (2) については、医師の診断に基づいて提出された「母性健康管理指導事項連絡カード」により必要な措置を行うこと。

厚生労働省の指針が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限が令和3年1月31日から令和4年1月31日に延長されたことについて、総務省から事務連絡が発出されましたので送付いたします。



事 務 連 絡
令和3年1月25日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）（令和2年5月7日付け2初初企第6号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）において、指針の実施についてお願いさせていただいていますが、令和2年12月28日に指針が改正され、当該措置の期限が令和3年1月31日から令和4年1月31日に延長され、総務省から別添のとおり事務連絡が発出されておりますので、送付いたします。

各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して周知を図っていただくようお願いいたします。

【連絡先】

（教育委員会事務局職員にすること）

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課地方教育行政係

（電話）03-5253-4111（内線4676）

（学校の教職員にすること）

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

（電話）03-5253-4111（内線2588）

事務連絡
令和3年1月8日

各都道府県総務部
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部
公務員課
女性活躍・人材活用推進室
安全厚生推進室

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については、令和2年5月7日付け総行公第76号・総行女第20号・総行安第22号により通知を発出したところですが、令和2年12月28日に指針が改正され、当該措置の期限が令和3年1月31日から令和4年1月31日に延長されましたので、参考までに、厚生労働省より各都道府県労働局長宛てに発出された通知（別紙1）、当該措置に関するリーフレット（別紙2）及び特別相談窓口に関するリーフレット（別紙3）について、お送りします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】総務省自治行政局公務員部

公務員課（勤務時間・休暇制度に関すること）

電話 03-5253-5544

女性活躍・人材活用推進室（在宅勤務・テレワークに関すること）

電話 03-5253-5546

安全厚生推進室（上記以外に関すること）

電話 03-5253-5560

雇均発 1228 第 7 号

令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長

(公 印 省 略)

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）（一部改正）

令和 2 年 12 月 28 日に「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 402 号。以下「改正告示」という。）が告示、適用された。

改正告示により、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の期限が延長されたことに伴い、令和 2 年 5 月 7 日付け基発 0507 第 5 号・雇均発 0507 第 14 号「「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）」を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 第 4 適用期日中、「令和 3 年 1 月 31 日」を「令和 4 年 1 月 31 日」に改める。

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和4年1月31日（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



母性健康管理指導事項連絡カード

令和 年 月 日

事業主殿

医療機関等名

医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	------	---	-------	---	---	---

2. 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

症 状 等		指導項目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業(入院加療)
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満		休業(自宅療養)
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)
切迫流産(妊娠 22 週未満)			休業(自宅療養又は入院加療)
切迫早産(妊娠 22 週以後)			休業(自宅療養又は入院加療)
妊 娠 浮 腫	軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊 娠 蛋 白 尿	軽 症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(入院加療)
妊娠高血圧症候群 (妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休業(入院加療)
妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合)	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休業(自宅療養又は入院加療)

症 状 等			指導項目	標 準 措 置
妊娠中に かかりやす い病気	静脈瘤 じけつろう	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作 業の制限又は横になっての休憩
	痔	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、 同一姿勢を強制される作業の制限
	ぼうこうえん 膀胱炎	軽 症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れ ることのできない作業、寒い場所での作業 の制限
		重 症		休業(入院加療)
多胎妊娠(胎)				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は 勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特 に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の 短縮
		重 症		休業(自宅療養)

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日 ~ 月 日)	
2週間(月 日 ~ 月 日)	
4週間(月 日 ~ 月 日)	
その他()	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

[記入上の注意]

(1) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況に鑑み、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

(2) 「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況に鑑み、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日

所 属 _____

氏 名 _____

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

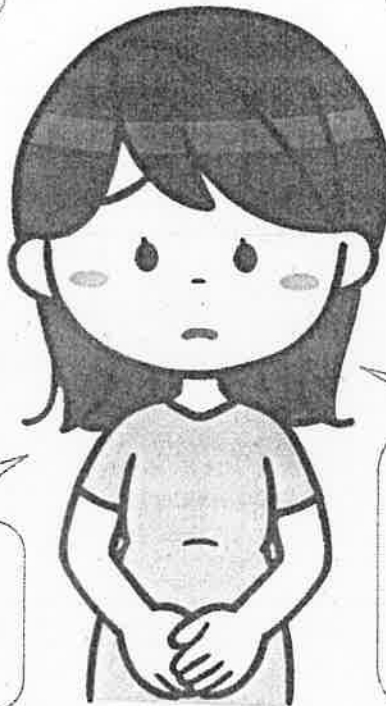
在宅勤務や時差通勤が
できないかな。

多くのお客さんと
接する仕事なので、
感染が不安。

主治医 から休業が
必要と診断された。
会社はどう伝えれ
ばいいんだろう。

休業中の給与 は
支給されるのかな？
できれば有給で
お休みしたい。

母性健康管理措置、
母健（ほけん）カードって
なに？



会社に休業を申し出たら、
退職を勧められた。
働き続けたいのに、
どうすればいいのか。

▶▶母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

働く妊婦の皆さまへの具体的な支援
の内容は、裏面に！ ▶▶▶

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



●ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法●

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響することが考えられ、医師等の指導を受けたら、企業に申し出て、次のような措置が受けられます。

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和4年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

新型コロナウイルス感染症に関する措置として、妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金があります。妊婦の方が安心して休暇を取得し、出産後も活躍できる職場環境を整備するものです。

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください!!▶▶▶

▶▶母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）とは

表

裏

母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）は、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



▲職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）



▲女性にやさしい職場づくりナビ

